

自動車税のあらまし



自動車を所有している方に納めていただく税金です。

納める方法

県から送付される納税通知書によって、毎年5月末日(土日祝日の場合は翌平日)までに納めることになっています。(新規登録の場合は、登録するとき)

減免制度等

次のような場合には、減額や免除される場合があります。

- 一定の要件に該当する身体障害者、精神障害者又は知的障害者のために使用される場合
- 災害によって自動車に損害を受けた場合

納める額

乗用車（自家用）の例

単位：円

| 総排気量 | 税額 | (令和元年10月以降の新車の場合) |
|--------------------|---------|-------------------|
| 660cc超 1,000cc以下 | 29,500 | 25,000 |
| 1,000cc超 1,500cc以下 | 34,500 | 30,500 |
| 1,500cc超 2,000cc以下 | 39,500 | 36,000 |
| 2,000cc超 2,500cc以下 | 45,000 | 43,500 |
| 2,500cc超 3,000cc以下 | 51,000 | 50,000 |
| 3,000cc超 3,500cc以下 | 58,000 | 57,000 |
| 3,500cc超 4,000cc以下 | 66,500 | 65,500 |
| 4,000cc超 4,500cc以下 | 76,500 | 75,500 |
| 4,500cc超 6,000cc以下 | 88,000 | 87,000 |
| 6,000cc超 | 111,000 | 110,000 |

※ グリーン化特例により、一部減額、増額される場合があります。

自動車税の問い合わせ先

| 名称 | 電話番号 | 名称 | 電話番号 |
|----------------|--------------|----------------|--------------|
| 鹿児島地域振興局 自動車税課 | 099-261-5611 | 始良・伊佐地域振興局 県税課 | 0995-63-8116 |
| 鹿児島地域振興局 納税課 | 099-805-7246 | 大隅地域振興局 県税課 | 0994-52-2094 |
| 南薩地域振興局 県税課 | 0993-52-1315 | 熊毛支庁 県税課 | 0997-22-0063 |
| 北薩地域振興局 県税課 | 0996-25-5202 | 大島支庁 県税課 | 0779-57-7225 |

自動車税のグリーン化特例について

グリーン化特例とは、地球温暖化・大気汚染防止の観点から、地球に優しい自動車の開発・普及を図るため、平成14年度から全国で導入されている制度です。

- ・基準を達成した車は、新車新規登録の翌年度の自動車税が減額されます。（自動車税の軽課）
- ・新車新規登録からガソリン車は13年、ディーゼル車は11年を経過した車は、その翌年度から抹消登録されるまで自動車税がおおむね15%増額されます。（自動車税の重課）

※バス・トラックは10%増額

※初度登録年月（新車新規登録された年月）は車検証に記載されています。ご自分の車がいつからグリーン化特例の対象車になるのかを御確認ください。

自動車の移転・抹消登録は確実に！



購入

他人名義の自動車を買ったときには、自分の名前に名義を変えましょう。



下取りなど

自動車を下取りに出したり、譲渡したり、解体したりしたときは、必ず移転又は抹消登録をしましょう。



廃車

自動車が使用不能になったときは、1日も早く抹消登録をしましょう。



引っ越し

住所が変わったときは、住所の変更登録をしましょう。また、同時に鹿児島地域振興局自動車税課に届出をしてください。

登録についての問い合わせ先

| 名称 | 電話番号 |
|--------------|---------------|
| 鹿児島運輸支局登録部門 | 050-5540-2089 |
| 奄美自動車検査登録事務所 | 050-5540-2090 |